オフィースフォーティーズ 企業法務シリーズ
CIETAC仲裁事例研究⑪

合弁会社の一方当事者からの設備購入と技術移転

村　上　幸　隆＊

【事案の概要】
申訴人　Ｘ公司（香港）
被訴人　Ｙ合弁公司（福建省）
仲裁機関　CIETAC深圳分会

1．1985年1月15日、ＸとＡ省電子工業公司、Ｂ銀行、Ｃベアリング工場の3者の中国側出資者は、磁電企業有限公司契約を締結し、認可を得て、合弁企業の磁電企業有限公司（＝Ｙ）を設立した。

合弁契約の内容は次のとおりであった。

(1) 総投資額は100万米ドル、登録資本50万米ドルとし、第1期出資は、中国側各出資者は45万米ドル、Ｘは30万元とする。

(2) 経営範囲は、カセットテープの生産。

(3) Ｙは、Ｘから機器設備を購入する。Ｘは、技術情報及び訓練業務並びに設備の取付及び調整、製品を試験生産及び大量生産期に達するまで、ソニーブランド録音テープの技術水準に達するまでの責任を負う。

2．合弁契約効力発生後、ＸとＡ・Ｂ・Ｃは、3つの補充契約を締結した。

その内、1986年6月18日の補充契約で、合弁会社は第1次総投資額を82万米ドル増額し、中国側各当事者が51万米ドル、Ｘが31万米ドルとした。

さらにＸから購入する設備の設備取付費及び技術移転費を規定し、ＹとＸが締結し、董事会及び上級主管部門に報告、認可された。

3．1985年3月10日、ＸとＹは、設備売買契約(以下「設備契約」という。)を締結し、ＹはＸから、62万6988米ドルで一式の生産設備と部品を購入することにした。

Ｘは、当該契約の付属文書の設備明細書の「要約説明書」を交付し、その内容は次のとおりであった。

(1) 設備の大部分が到着してから、取付工程に60日、工程費は取付人員一切を含め3万5000米ドルである。

Ｘは調整、試運転、技術訓練(生産、技術、検査、保守の4方面の管理を含む。)、生産した合格製品が予定の目標に達し、並びに安定して合格製品が生産できるまで責任を負う。

(2) Ｘは、上記期間（約3ないし6か月）に、高、中、低価の3種のテープ配合及び調整技術を提供しなければならない。その費用は全部で8万2012米ドルである。

4．1986年2月15日、ＸとＹは設備契約の補充契約を締結し、売買金額を49万8275米ドルに変更した。

5．1986年6月、契約した設備一式すべてが工場に到着し、1987年6月12日までに取付、試運転が完了後正式に試験生産が開始された。

＊　むらかみ　ゆきたか
弁護士
現代アジア法研究会会員

試験生産期間において、機器の運転は正常であり、製品は省センター検験所においてＢ～Ｃ級と判断され、品質合格が証明された。

6．1988年、Ｙは31万元の利潤を実現した。

1989年2月12日、Ｙは董事会を招集開催し、1988年度の利潤の内2万米ドルをＸの設備取付費として償還することを決定した。

技術移転費に関しては、Ｙは、Ｘの提供した技術サービス及び製品品質に不満であり、双方の間で紛争が生じた。

後の董事会決議を経て、原契約に規定する50%である4万1000米ドルを支払うことに同意し、Ｘは合弁会社の投資を拡大することに充てた。

但し、実際の履行中、ＹはＸの技術移転費3225米ドルを支払っただけで、Ｘは31万米ドルの投資金額を拡大し、不足部分及び設備取付費については、Ｙは未だに支払っていなかった。

7．ＸはＹと交渉したが合意に達しなかったので、CIETAC深圳分会に仲裁を申請し、次のとおり請求した。

(1) 施設設備取付費、技術移転費の残額7万2777米ドル及び相応の利息（中国銀行の利率及び遅延利息の規定に基づく。）を支払え。

(2) 本件仲裁費を支払え。

8．Ｘの主張は次のとおりである。

(1) Ｘの設備契約は合弁契約の規定に基づくものであり、董事会の決議を経て中国側・外国側双方が締結したものである。又、設備取付費及び技術移転費はすべて董事会の決議を経て、支払わなければならないとされたものである。

Ｙがこの両項目の費用の支払をしないのは、設備契約及び董事会決議に違反するＹの違約行為であり、Ｘの経済損失を補償しなければならない。

(2) 設備契約の設備見積明細書は「要約説明書」を含み、これは契約の有効な付属書類である。

目的物引渡送り状は設備の実際の履行が当該付属の進行に基づいていることを表している。

(3) 設備取付費及び技術移転費は、設備契約の構成部分である。Ｙが漳州会計士事務所に委託し、1989年6月16日に提出した漳会験字第425号験資報告及び1989年2月12日の董事会決議はすべてこの両項目の問題について言及しており、これはこの両項目の費用が実際に存在したことを示している。

(4) Ｙが提出した1992年6月3日の漳会験字第037号報告は、上記の験資報告の内容を否認している。しかしこのＹの行為は、Ｘと協議せず合弁会社の董事会の同意を経ていない中国側の単独の委託行為なので、当該037号報告は無効である。

(5) 取付費に関して、董事会の1989年2月12日の決議上は「先に」という一語がもれているが、実際には「磁電公司は設備取付費2万米ドルを先に償還」しなければならないということが確認されている。

合弁会社の1988年度の「利潤分配表」の備考注意欄にＸに「部分設備取付費1万2155.22元（人民元）」を支払う旨を表示する文字もある。

(6) 技術移転費に関して、Ｘは、「要約説明書」中に規定する調整、試運転、労働者の訓練等の義務をすでに完成し、かつ、設備で試験生産後の検査で製品の品質が要求に合致していることは、新聞においても報道されている。Ｘが、テープ生産の3種類の配合表を未だに提供していないとすれば、Ｙはどのようにして生産したのであろうか？

9．Ｙの主張は次のとおりである。

(1) 設備契約は、単純な機器、設備、器具の売買契約であり、僅かに機械操作・維持・補修の説明等の技術契約を内容とする契約であ

り、工業所有権、専有技術譲渡及び技術サービスの内容を含まない。

(2) 提供されたテープ生産技術及び情報、労働者の訓練、設備取付調整及び機械の試運転業務は、合弁契約において、Xが「開業試験生産期」において履行しなければならない義務であり、設備契約とは無関係である。

もし当該契約に専有技術及び技術サービス提供の内容を含むとすれば、契約の性質は技術導入契約に属し、法により政府の認可手続を経なければならず、そうしてはじめて法的効力を有する。

(3) Xが提供した「要約説明書」は、合弁契約の付属文書となっておらず、そのため、設備契約の付属文書ではない。外経委員会に対する審査・認可の報告においても、税関に備案された書類中にも、すべてこの項の明細書は、上記契約の付属書類とされていない。

又、Xが合弁会社設立計画時に、中方出資者に対して提出したF/Sの設備見積明細書は、合弁契約を締結した時に、中外双方の意見は一定していなかった。YはXに対し、購買する設備器具の価格及び数量において、未だ当該見積明細書に基づく履行をしていない。

(4) 1986年6月18日に締結した合弁契約の設備取付費及び技術移転費の規定は、双方が締結し、董事会及び上級部門に報告、認可された。合弁契約ないし設備契約締結の説明では、双方はテープ生産技術、設備提供取付調整及び技術契約の具体的内容の合意に達しておらず、その後双方に当該補充契約でYがXに明確に技術導入を要求する技術導入契約を締結していない。

実際の履行において、取付人員費用を含む設備取付は、すべてYが自ら負担している。XはYに、テープ生産技術中キーポイントとなる製品化技術、調整技術を移転していない。

(5) 1989年6月16日の漳会験字第425号験資報告に記載されている「外資側…出資は、元来20万米ドルを31万米ドルにまで増加した…不足部分は、今年2月12日に、香港側の意見及び董事会決議により、香港側の技術移転費4万1000米ドル中3225米ドルから転じて支払…」という事項は、漳州会計士事務所において1992年6月3日の書簡によって正式に撤回され、「香港側は、技術移転手続を未だ提供していない」ことが証明された。

(6) 設備取付費に関して、設備は1986年6月にすべてが到着してから、1987年6月の取付調整の完了まで1年近くの時間を費やした。これは、「要約説明書」が定める60日とははなはだしい開きがある。

この外、取付人員はすべてYにおいて招聘し、Xが支払った一部分の費用を除き、その費用及び取付過程中における欠けている材料はすべてYが自ら負担した。

そのため、取付費としてYが支払わなければならないのは2万米ドルだけであり、3万米ドルではない。

(7) 技術移転費に関して、1989年2月12日に董事会は、「技術移転費は、原契約の規定の50%を支払い、合計で4万1000米ドルとし、これを香港側の磁電公司への投資額の拡大投資となす。但し、補充契約を締結しなければならず、支払条件を明確にした後処理することができる。」と決議した。

ここでいう「支払条件」とは、Xが、生産が高、中、低価格の3種の録音テープ製品の配合及び製品化技術工程等の技術資料を提供しなければならず、こうした条件を満足して初めて、Yは、Xの投資額の形式による技術移転費の支払をする。

Xは、配合、技術も提供しておらず、Yは低品質の製品の生産を維持できているだけであり、根本的に定められた要求に達していない。従って、YはXに対して技術移転費を支

払う義務はない。

(9) Xの仲裁申請は、設備契約の仲裁合意の範囲を超え、双方はこの事項について仲裁合意に達していない。

【仲裁判断】

(主文)

1．Yは、Xに対して、設備取付費として2万米ドル、技術移転費として2万5000米ドルを支払わなければならない。上記両項目の費用には1989年2月12日から実際の支払日まで年8%の利息を付さなければならない。

2．本件仲裁費及び事案処理費は、Xが45%を負担し、Yは55%を負担する。

(理由)

1．設備見積明細書が設備契約の付属書類となるかどうかについての問題

(1) 設備契約には、「売買双方は、下記の条項により本契約を締結する。一、設備見積明細書・詳細付属書類」と、明確に規定している。

Yは、この付属書類の存在を否認しているが、それを証明するための直接証拠を提出していない。

双方は、設備契約の履行過程中、一部分については設備見積明細書の規定によらずに履行し、かつ双方は1986年2月16日に締結した設備契約の補充契約中、設備見積明細書の一部の設備の価格及び数量を修正した。しかし当該補充契約は、いまだに原付属書類中の「要約説明書」を明文で廃止していない。

従って、設備見積明細書は、契約の付属書類であり、かつその中の「要約説明書」も継続して有効である。

(2) 1989年2月12日の董事会会議議事録第5点に、「香港公司技術移転費は、原契約の規定の50%を支払い、合計で4万1000米ドル…」と明確に記載されている。双方が提供したその所有する資料中、技術移転費の具体的な数額に関するものは、設備見積明細書中の「要約説明書」だけである。その明文の規定の金額は、8万2000米ドルであり、その50%の計算ということで、これは議事録中明記された4万1000米ドルにまさに合致する。それゆえ、議事録中にいわゆる「原契約の規定」は、上記「要約説明書」中の上記金額の規定である。董事会会議議事録には、各董事の同意を表示するサインがあり、「要約説明書」は、双方が認可した契約の付属書類中に元から存在する規定である。

(3) 1989年6月16日、合弁会社の董事会が認可した漳会験字第425号験資報告第2点に、「外資側…出資は、元来20万米ドルを31万米ドルにまで増加した…不足部分は、今年2月12日に、香港側の意見及び董事会決議により、香港側の技術移転費4万1000米ドル中3225米ドルから転じて支払…」と明記されてあり、これは上記の董事会議事録事項を肯定する報告であることが容易にわかり、「要約説明書」の有効性を間接的に証明するものでもある。

Yが提出した1992年6月3日の漳会験字第037号報告は、上記の験資報告の内容を否認している。しかしこのYの行為は、合弁会社の董事会の同意を経ておらず、中国側の単独の委託行為を構成するので、当該報告は無効である。

2．管轄における問題

設備見積明細書は設備契約の構成部分をなし、その中で設備取付費及び技術移転費の規定はなお有効であり、当然仲裁条項の範囲に属する。

設備契約は独立した売買契約なので、その項目についての紛争は、Xが一方当事者として、仲裁条項の規定に基づき仲裁を提出する権利を有し、合弁会社の董事会の討論・同意を経る必

要はなく、CIETAC深圳分会は、当該仲裁条項に基づきこの案件を受理することができる。

3．設備契約及びその付属書類が法的効力を有するかどうかの問題

本件紛争は、設備契約の紛争に属し、合弁契約の紛争には属さない。設備契約は1985年3月10日に締結され、当該契約は技術サービス及び技術移転の内容を含む。

当時中国の法規では、この種の契約に政府の審査・認可手続は必要ではなかった。

ところで、合弁企業法実施条例第6章の規定によると、合弁企業において技術移転の方式をもって第三者又は合弁経営者から必要な技術を獲得するために締結する技術移転合意には審査・認可手続の履行が必要である。

しかし本件の設備契約は、設備の売買契約を主たる契約とするものであり、単純な技術移転合意ではない。そのため、合弁企業法実施条例の関係規定は、本契約には適用がない。

4．設備取付費及び技術移転費を支払うべきか及びいくら支払うべきかの問題

「要約説明書」が規定する設備取付費の数額は3万5000米ドルであり、後に1989年2月12日の董事会議事録で2万米ドルを確定した。

実際の取付過程の中で、Xは、取付材料等の支出に対して1万5300米ドル余の支出をし、2名が実際に参加して取付、調整業務に参加した。

Yは、設備取付材料及び人員の費用として10万元余の負担をした。

仲裁廷は、YはXに設備取付費として2万米ドル支払うのを相当とする。

技術移転費の約定は、双方が合意した客観的存在であると認定することができる。「要約説明書」第5点を根拠にすると、技術移転の内容は、調整、試運転、技術訓練を生産した合格製品が予定の目標に達し、並びに安定して合格製品が生産できるまで責任を負い、この外この期間（約3ないし6か月）に提供しなければならない高、中、下価の3種のテープ配合及び調整技術の費用は全部で8万2012米ドルである。

Xは調整、試運転、技術訓練等の部分の義務を完成しただけで、高、中、下価の3種のテープ配合及び調整技術は、履行していない。

申請人の実際の履行状況を考えて、技術移転費を2.5万米ドルとする。合弁会社の董事会がすでに同意したXが投資拡大のためになした3225米ドルを含まない。

（出典：郭暁文主編「中国国際経済貿易仲裁案例分析（第二巻）」香港三聯書店1997年63頁～71頁）

【解説】

1．合弁会社又は合作企業を設立する際に、外国から設備及び技術を導入するには、主として以下の方式がある。

(1) 外資が設備・技術を現物出資する。

(2) 合弁各当事者が現金を出資する。その現金で、出資当事者の一方である外資から設備・技術を購入する。

(3) 合弁各当事者が現金を出資する。その現金で、出資当事者でない別の外資から設備及び技術を購入する。

本件では、上記(2)の方式を採用して、合弁会社と外資側当事者との設備売買契約及び技術移転契約を締結したケースである。

本件で注意すべきは、本件契約締結時が技術導入管理条例制定前であったことである。現行法下では、技術移転契約は、審査・認可機関の認可がなければ効力を生じない（技術導入管理条例4条、同施行細則20条）。本件の契約当時は、技術導入管理条例は施行されておらず、中国の法令の明文上は、審査・認可が要求されていなかった時代であるという点である。

2．本件での当事者間における大きな争点は、次の3点にある。

(1) 契約の付属書類が、設備契約の一部として効力を有するのか。

本件では、設備契約本体の条項の中に、技術移転及び技術サービス契約としての条項を含んでいない。そこで、「要約説明書」という書類が、契約の付属書類として契約内容であると解されるかどうか、が問題となった。

仲裁廷は、これを肯定し、「要約説明書」が、設備契約の付属書類として契約内容となし、効力を有すると解した。

設備契約の記載には、「売買双方は、下記の条項により本契約を締結する。」とあり、そこには「設備明細書と詳細な付属書類」という記載があるのであって、「要約説明書」が付属書類となっている。この事実関係を見る限りでは、この仲裁廷の判断は妥当であるといえる。

尚、契約締結時にさらに念を入れるとすれば、「下記付属書類は契約の一部分を構成し、契約と同一の効力を有する」との文言を記載することが考えられる。

(2) 技術移転の内容を含む契約及びその付属書類は、中国の審査・認可機関の認可を経ていないが、それは法的効力を有しているか。

① Ｙは、仲裁廷で審理された当時には施行されていた技術導入管理条例における認可手続の規定を引用し、契約及びその付属書類の有効性を否定している。

しかしこれは、先に述べたように、本件契約締結が技術導入管理条例制定前であったため(技術導入管理条例は1985年5月24日施行、同施行細則は1988年1月20日施行である。)、中国の法令の明文上は、審査・認可が要求されていなかったのである。

但し、補充契約は技術導入管理条例施行後であるが、契約の修正に認可は要らないのかという問題が若干ある。

しかし、原契約について認可が不要であるのに、その修正について認可が必要であると解するのは困難であるし、同条例には、遡及適用を認めていないことから、Ｙの主張が排斥されたのは当然といえる。

② では、合弁企業法の適用はないのか。

仲裁廷は、「合弁企業法実施条例46条によると、合弁企業が締結した技術移転合意は、審査・認可機関に報告して認可を得なければならないと規定されているが、同43条によると、技術移転とは合弁企業が技術移転の方式によって、第三者又は合弁者から必要な技術を取得するということを指し、前述の技術導入契約管理条例施行細則のような『工業所有権の譲渡又は許可、ノウハウの許可又は技術サービス契約のいずれか一つの内容のプラント設備、生産ライン、重要な設備輸入契約は、上記審査・認可機関に審査・認可手続の処理申請をしなければならない』という具体的・明確な規定ではない。」とし、「本件の契約は設備売買を主とした契約であり、単純な技術移転合意ではなく、合弁企業法実施条例の関係規定は本契約に適用はない」と判断した。

しかし、この判断は、合弁企業法、同実施条例からみる限り、疑問の余地がある。

合弁企業法実施条例は、第6章(43条～46条)を技術導入にかかる章として規定し、その43条で「技術導入とは、合弁企業が技術移転の方式によって、第三者又は合弁者から必要な技術を取得することをいう」と規定している。技術導入管理実施細則(2条)のような、具体的かつ詳細な規定ではないにしても、規定としてはそれほど不明確ではないだろう。

そして、合弁企業法実施条例は、技術導入に関しての規定を置くに当たって、特に現物出資の場合における技術導入に限って第6章の規定を適用することを前提としていたものではない。それは、43条の明文で

現物出資の場合に限定していないこと及び第4章（25条～32条）の出資方式の章において技術導入を規定していないことからもわかる。

仲裁廷の判断は、合弁法実施条例43条の規定を「技術のみの移転」の場合に限定的に解することによって、本件における結果の妥当性を確保したものであろう。即ち、本件でXの主張が認められないことになれば、Xは技術を提供して設備の取付、調整、技術訓練等を行ったのに、その費用が回収できなくなって、結果の妥当性を欠く。それを避けるための法解釈の方法として、本件においては「設備の売買を主として技術移転を従とする」契約であるから、技術移転のみを規制する合弁法実施条例43条、46条の規定はない、と解釈したものと推測される。

3．技術移転費及び技術サービス費の具体的金額はいくらか。

仲裁廷は、設備取付費に関しては、Xの請求どおり2万米ドルの支払を認めた。

技術移転費に関しては、Xは「調整、試運転、技術訓練等」の義務は履行したが、「安定して合格製品が生産できる期間（約3ないし6か月）に提供しなければならない高、中、下価の3種のテープ配合及び調整技術」の義務の履行をしていないとして、2万5000米ドルの限度でXの請求を認めた。

どのような根拠によって認容額を判断したのかについては、詳しい摘示がなく、その結果が妥当かどうかは別として、不満が残る。

4．中国に投資するに当たって、非常に多いケースは、日本側が生産に必要な設備を出資するという場合である。

この場合、設備を現物出資する場合と、本件のように現金で出資しておいて、合弁会社との間で設備の売買契約を別途締結するという場合とを問わず、設備を合弁会社に持って行く、ということは、そこに技術が付随しているのだ、ということを認識する必要がある。

こうした場合に、企業は自ら有する技術の価値を理解していないのではないかと思われることがしばしばである。設備を持って行くということは、当然その機械の操作方法等の説明を求められる。そうした場合に、単に操作方法だけを教えてそれで済むという事にはなりにくい。据え付けた後に具合が悪いと言っては、何度も中国へ行かなければならないということがよくある。

これを避けようとすることも必要なことだが、現実には避けられないことも多い。だとすれば、こうしたコストをどのように織り込んで交渉するかという事が必要になってくる。機械を売ったり現物出資したりしたときに、どこまでが取扱説明書の範囲なのか、実際によりうまく操作して生産を挙げるという為の領域に入っているのではないか、ということについて無関心な企業が結構ある。

合弁契約の締結交渉をしていると、そうしたノウハウの領域に属する事柄をタダで相手に提供していることが多いのではないかと感じられる。

それをどのようにして回収するのか。もし、交渉できないとすれば、交渉の駆引材料としてどのように利用するのか。

中国に投資する場合には、こうした点について注意を払う必要があり、本件の事例はその重要性について考えさせられる好例といえよう(1)。◘

［注］

（1） 中国における技術移転に関しては、大貫雅晴「中国への技術移転契約」本誌43巻7号（1996年7月号）及び塚本宏明「オフィースフォーティーズ企業法務シリーズ中国民商法編④・中国への技術移転契約締結の留意点」本誌第46巻5号（1999年5月）に詳しいので、両論文を参照されたい。